

編集・発行 / 品川区地域振興部商業・ものづくり課

1月・3月・5月・8月・10月発行

Shinagawa Industrial News

品川 産業ニュース



No.212

2022年(令和4年) 10月 | 〒141-0033 品川区西品川1-28-3 品川区立中小企業センター2階

全業種対象

好評につき申請期間延長中! まもなく締め切り!

新規市場展開・業態転換支援助成

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている区内中小事業者が、ウィズコロナ・ポストコロナ時代の変革に対応し、新たな市場に進出等を行う前向きな設備投資費用の一部を助成します。好評につきまして、募集期間を延長しましたので、ご検討下さい。

助成額	製造業 最大100万円、その他の業種 最大50万円(対象経費の2/3) ※申請者は、品川区が実施する中小企業診断士との個人面談を受けていただくことが応募要件となります。 ※本助成金交付決定前に着手した経費は対象外となります。
助成経費	事業転換等に必要の機械装置およびソフトウェアの購入費および設置費等のうち、令和5年2月28日までに納入・設置・支払が完了する事業
募集期間	11月11日(金)午後5時必着(先着順) ※審査は書類審査、実地審査があります。

こんな事業者様に
おすすめ

- 新たに機械設備、システム導入を検討している
- 新たな製品、サービスを実施検討している
- 新たな事業を検討している方

※まずはお気軽にご相談ください。

問い合わせ 商業・ものづくり課中小企業支援係 TEL:03-5498-6341 FAX:03-5498-6338

コロナ
助成金

全業種対象

採択済みの事業者必見!!!

過年度と同一製品を購入した場合も対象になります。
さらに、同じ経費・物品を購入した場合でも申請可能です!

※ただし対象となる経費が昨年とは一部異なっていますのでご注意ください。

新型コロナウイルス感染症対応特別助成(第二期)

新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けた区内中小企業の皆さんが、その危機を乗り越えて対策を図るための前向きな投資を行いながら、販路拡大に取り組む経費の一部を助成します。

助成額	上限20万円(対象経費の3分の2)
対象経費	飛沫対策費、換気費、衛生管理費、広告費、非対面・非接触に伴う機器等の経費 ※助成金交付は審査のうえ、決定します。
申請資格	引き続き同一事業を1年以上営んでいること (基準日:第二期の申請締切日 令和5年1月31日) ※令和4年度第一期で採択されている事業者様は対象外です。
募集期間	10月3日(月)~令和5年1月31日(火)午後5時必着
対象事業	① 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた区内中小事業者が、その対策を図るためもしくは危機を乗り越えるための販路拡大に係る取組 ② 令和4年4月1日以後新たにに取り組む事業で原則、令和5年2月28日までに支払い、導入が完了する事業



取り組み例

第二期
申請受付中!

- ソーシャルディスタンス確保のための、店舗改装
- ECサイトなどの自社webサイトの構築
- 自社製品PRのためのパンフレットやチラシ作成

※予算に達した時点で募集を締め切る場合がございます。

※詳細は中小企業支援サイトに募集要項がありますので、ご申請の際は必ずご覧ください。*申請の際は、原則オンライン申請をお願いしております。
(<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/joseikin/coronajosei/2098.html>)

問い合わせ 商業・ものづくり課中小企業支援係 TEL:03-5498-6341 FAX:03-5498-6338



令和4年度
緊急資金

融資あっ旋

区内中小企業事業者が必要な事業資金を低利で借り受けできるよう、取扱金融機関に対し、区があっ旋します。
新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等の社会情勢を鑑み、新たに緊急資金を実施しています。

「原油価格・物価高騰対応資金」

- お申込み時点で、引き続き同一事業を1年以上営んでいる方が対象です。
- 資金用途として、運転資金のほか、設備資金も対象となります。
※設備資金は原則、原油価格・物価高騰対策にのみご利用いただけます。
- 原油価格・物価高騰の影響を受けている方で、最近3か月間の売上高もしくは売上総利益額の合計が、前年同期と比較し5%以上減少していることが条件です。

利率:3年間無利子、4年目以降0.2%以内/あっ旋限度額:2,000万円
信用保証料補助:区が全額負担/返済期間:10年以内(うち据置12か月)

「経営変化対策資金2022」

- お申込み時点で、引き続き同一事業を1年以上営んでいる方が対象です。
 - 令和3年度「経営変化対策資金2021」をご利用いただいた方も、別枠でお申し込みが可能です。
 - 資金用途として、運転資金のほか、設備資金も対象となります。
※原則、運送業以外の方の車両購入には利用できません。
- 利率:3年間無利子、4年目以降0.2%以内/あっ旋限度額:1,000万円
信用保証料補助:区が全額負担/返済期間:7年以内(うち据置12か月)

「借換専用資金」

- お申込み時点で、引き続き同一事業を1年以上営んでいる方が対象です。
 - 資金用途は、原則借換のみ対象となります。
 - 借換対象資金は、区制度融資の一部のみです。
Ex)小規模企業特別事業資金、事業運転資金、経営変化対策資金など
- 利率:3年間無利子、4年目以降0.2%以内/あっ旋限度額:3,000万円(かつ、借換する融資の当初実行額の合計額を限度とする)/信用保証料補助:なし/返済期間:10年以内(うち据置12か月)

問い合わせ 商業・ものづくり課中小企業支援係 TEL:03-5498-6334 FAX:03-5498-6338

無料!
DX
ご活用
ください!

品川区中小企業の戦略的なDX・デジタル技術活用を多方面から支援します。

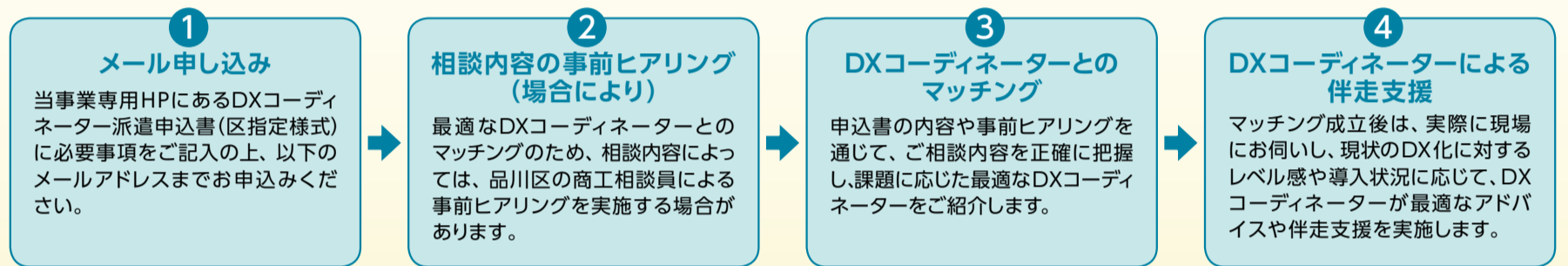
セミナー・体験会 導入資金支援 人材育成 相談窓口

DX・デジタル技術活用相談窓口のご案内

品川区では、区内中小企業からのDX化・デジタル技術活用に関する相談に対して、専門的な知識を有するDXコーディネーターを派遣し、適切なアドバイスを行っています。生産性向上や新規事業創出等を図るうえで、デジタル技術の活用は重要な要素の1つとなっていますので、ぜひこの機会にDX化・デジタル化を進めてみませんか?

対象者	品川区に本社あるいは主な事業所を有する中小企業
相談回数	年度(4月～翌年3月)ごとに原則5回まで
相談例	<ul style="list-style-type: none"> ●DX化を進めたいけれど、何から始めていいのかわからない ●自社の課題の解決について、誰かに相談したい ●社内でデジタル化を進めているが、最適な活用ができていないのか専門家に診てもらいたいなど、DX化・デジタル技術活用に関するものであれば、どんなご相談でもお気軽にお問い合わせください。

申し込み方法



HP: <https://shinagawa-dx-digital.com/>
送付先メールアドレス: sho-mono-dxdigital@city.shinagawa.tokyo.jp

問い合わせ
商業・ものづくり課中小企業支援係
TEL:03-5498-6340 FAX:03-5498-6338



助成金のお知らせ

全業種
展示会出展経費助成

国内・海外・オンラインで開催される展示会出展に要する費用の一部を助成します。

助成額 対象経費	【国内・オンライン展示会】 ●助成額:最大20万円(助成率3分の2) ●対象経費:出展スペース料 <small>※令和5年3月31日までに支払いが完了する経費が対象です。</small>	【海外展示会】 ●助成額:最大50万円(助成率3分の2) ●対象経費:①出展スペース料 ②展示品などの運送費・保険料 ③通訳人件費
対象展示会	令和4年度内に開催されているもので、一般に広く公開され、商品・サービス等を展示・宣伝するための展示会 <small>※フリーマーケットや路上販売など、物販目的のものは対象外です。 ※詳細は募集要綱をご確認ください。</small>	
申請期間	10月3日(月)～10月31日(月)午後5時必着	

※原則オンライン申請をお願いしております。
※詳細は中小企業サイトに募集要項がありますので、必ずご確認ください。
<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>
問い合わせ 商業・ものづくり課中小企業支援係
TEL:03-5498-6340 FAX:03-5498-6338

10月末締切!

全業種
特許権取得経費助成

国内における特許権を新たに取得するために要する費用の一部を助成します。

助成額	上限20万円(対象経費の3分の2) <small>※申請件数等を考慮し、予算の範囲内で区が助成額を決定します</small>
申請資格	区内で1年以上継続して事業を営んでいる中小事業者(みなし大企業を除く)
対象経費	令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)にお支払いの費用のうち以下のもの ①弁理士費用(源泉徴収所得税は除く) ②特許庁費用(出願料、審査請求料、審判請求料、特許料、登録料) <small>※特許権の維持費・選考調査費は対象外です。</small>
対象知的財産権	特許権
申請期間	10月3日(月)～10月31日(月)午後5時必着

※原則オンライン申請をお願いしております。
※詳細は中小企業サイトに募集要項がありますので、必ずご確認ください。
<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>
問い合わせ 商業・ものづくり課中小企業支援係
TEL:03-5498-6340 FAX:03-5498-6338

10月末締切!

全業種
働き方改革推進事業助成

企業による新しい生活様式への対応や、生産性・経営力の向上、多様な人材の確保、新型コロナウイルス感染症対策等を目的に、テレワークの導入や働き方改革の推進等、雇用環境の整備のためにかかったコンサルティング費用を助成します。

助成額	上限30万円(助成率3分の2)	対象経費 令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)にお支払いの費用のうち以下のもの ①従業員意識(満足度)調査 ②就業規則の作成や見直し ③人事諸制度の改善支援(目標管理制度導入、人事評価制度見直し等) ④一般事業主行動計画の策定支援 ⑤生産性向上を目的とした業務の見直し(RPA等の導入) ※ツール利用料等は対象外 ⑥長時間労働削減のための業務の可視化・見直し ⑦テレワークの導入に向けた勤怠管理方法検討、業務洗い出しなど
申請資格	区内で1年以上継続して事業を営んでいる中小事業者(みなし大企業を除く)	
申請期間	5月9日(月)～令和5年2月28日(火)午後5時必着	

※原則オンライン申請をお願いしております。 ※詳細は中小企業サイトに募集要項がありますので、必ずご確認ください。
<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>
問い合わせ 商業・ものづくり課中小企業支援係 TEL:03-5498-6341 FAX:03-5498-6338

申請受付中!

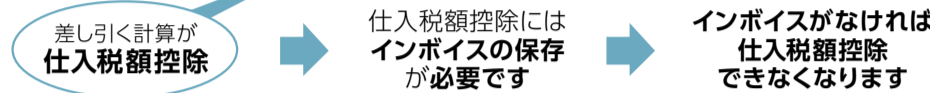
インボイス制度が始まります!

- 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります。
- 登録を受けるかどうかは事業者の任意です。

仕入税額控除ってなんですか?

▶ 納付する消費税額の計算方法(一般課税の場合)

$$\text{売上の消費税額 (売上税額)} - \text{仕入れや経費の消費税額 (仕入税額)} = \text{納付する税額 (納付税額)}$$

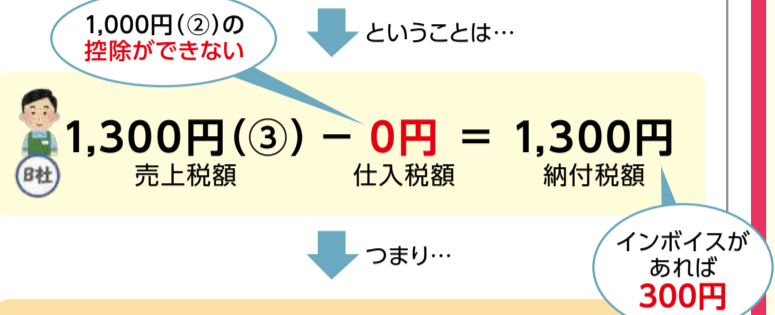


～ぬいぐるみ取引の流れ(イメージ)～



当社(A社)が登録しないとどうなりますか?

登録をしないと売上先(B社)にインボイスを交付することができません。そして、売上先(B社)は、インボイスがなければ仕入税額控除ができなくなります。



当社(売手)がインボイスを交付した場合と比べ、売上先(買手)の納付税額が大きくなり計算されます。
※一定期間、経過措置が設けられています。

もっと詳しく 国税局・税務署主催説明会の開催

インボイス制度についての説明会を開催しています。日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください。



もっと詳しく 国税庁ホームページインボイス制度特設サイト

インボイス制度についてのより詳しい情報や、申請手続きに関することやQ&Aなどを掲載しています。



インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています。

問い合わせ 軽減・インボイスコールセンター【専用ダイヤル】0120-205-553【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)

セミナー・相談窓口のご案内

オンライン開催 第4回 外国人採用・定着セミナー ～効果的な異文化コミュニケーションスキルを習得する～

実施回数 全5回

品川区にある中小企業の経営者・人事担当者などを対象に、外国人採用・受入れに関する知識を習得するためのセミナーを開催します。

※本講座はオンラインセミナーです。お申し込み後、視聴用URLが記載されたご案内メールをお送りします。メールアドレスを間違えますとご案内が正しく送られない場合がありますので、ご注意ください。

日時	第4回: 10月26日(水) 午後3時～5時	申し込み	品川区中小企業支援サイト(https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/)からお申し込みください。
内容	外国人材に対する効果的なコミュニケーション法、マネジメントに関するやりがいや面白さなどについて、多面的に解説します。		
講師	千葉 祐大(一般社団法人キャリアマネジメント研究所代表理事)		
対象	区内企業の経営者、人事担当者		
定員	20名(事前申込制)		

問い合わせ 商業・ものづくり課中小企業支援係
TEL:03-5498-6340 FAX:03-5498-6338



ビジネス・カタリスト派遣事業

各分野の専門家等である「品川区ビジネス・カタリスト」が区内中小企業を訪問し、課題解決に向けた各種支援を行います。

※令和4年10月現在、企業実務経験者、各分野の専門家、大学・産技高専などの研究者・技術者など約120名がカタリストとして登録されています。

対象	区内に事業所を置く中小事業者(みなし大企業を除く)
相談内容	経営戦略、人材管理・育成、販路開拓・マーケティング、技術開発、生産管理、IT活用、法務・知的財産権 など
利用制限	最大10回まで(無料) ※相談内容・申請件数を考慮して予算の範囲内で区が利用回数を決定します。
利用方法	相談内容に応じて適任のカタリストを紹介いたします。まずはお問い合わせください。
募集期間	令和5年2月28日まで
その他	事業の詳細、カタリストの略歴は下記ホームページに掲載しております。 http://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/catalyst/index.html

問い合わせ 商業・ものづくり課産業連携推進係
TEL:03-5498-6351 FAX:03-5498-6338

“人材アシストマネージャー派遣”

～御社が抱える人材面の課題解決を支援します～

区の商工相談員が「人材アシストマネージャー」として、人材不足や求人活動、社員定着などに悩みを抱える区内中小企業を訪問し、自社の魅力の打ち出し方や現状の求人活動の見直し・提案など適宜アドバイスを行います。まずはお気軽にお問い合わせください。

<ご支援例>

- 求人広告の見直しアドバイス
- 社内研修プログラム作成支援
- 評価制度整備のサポート など



問い合わせ 商業・ものづくり課中小企業支援係
TEL:03-5498-6340 FAX:03-5498-6338

第13回

ビジネス創造コンテスト アイデア募集

応募期限: 11月30日(水)

※詳しくは品川ビジネスクラブのホームページをご覧ください。

問い合わせ ●品川ビジネスクラブ TEL:03-5449-6557 ●商業・ものづくり課 TEL:03-5498-6340 FAX:03-5498-6338

応募枠	対象	テーマ・表彰
一般枠	区内外問わず	幅広い視点から様々な社会課題を解決するためのビジネスアイデア 最優秀賞: 賞金30万円 ほか 副賞: グローバルビジネス賞、区内企業特別賞、SHIPオープンラウンジ利用券 等
区民枠	①小学生以下の部 ②中学生・高校生の部 区内在住もしくは在学の方	①未来にあったら品川がもてよくなるものって何だろう? ②未来の品川に必要なと思うビジネスアイデア ①最優秀賞: 図書カード1万円分 ほか ②最優秀賞: 図書カード2万円分 ほか 副賞: 区内企業協賛品

環境課からのお知らせ



環境関連助成事業

申請受付中!

① 事業所用LED照明設置費用助成

区内に主たる事業所を有する施工業者を利用して、10万円以上のLED照明設置工事をした際の経費の一部を助成します。

対象	未使用のLEDを区内の事業所等に設置した中小企業者
助成額	設置費用の10%(上限30万円)
申請期限	令和5年3月31日(金)

② 業務用太陽光発電システム・蓄電池システム設置助成のご案内

太陽光発電システム・蓄電池システムの設置工事をした際の経費の一部を助成します。

対象	未使用の機器を区内事業所等に設置した中小企業者
助成額	太陽光発電システム1kWあたり3万円(上限15万円) 蓄電池システム1kWhあたり1万円(上限5万円)
申請期限	令和5年3月31日(金)

③ 低公害車買換え助成

低公害車への買換えを行った際の利子補給・信用保証料補助を行います。

対象	区内中小企業者・個人事業者で「東京都環境保全資金」の利子補給金等交付決定通知を受けた方。
対象車	「東京都環境保全資金」融資対象車
利子補給額	利子と都利子補給金確定額との差額
信用保証料補助額	信用保証料と都信用保証料補助金確定額との差額
申請期限	令和5年3月31日(金)

④ エコアクション21認証取得助成

エコアクション21を認証取得した際の経費の一部を助成します。

対象	エコアクション21を初めて認証取得した区内中小企業者
助成額	対象経費の1/2(コンサルタント委託費を要した場合:上限20万円) (コンサルタント委託費を要しなかった場合:上限15万円)
申請期限	令和5年3月31日(金)

※詳細はお問合せください。※先着順で助成金の予算がなくなり次第受付終了
申し込み・問い合わせ 品川区環境課環境管理係 TEL:03-5742-6949

各事業所へのお願い



ウォームビズキャンペーン

室温20度

区では、省エネ・節電対策としてウォームビズキャンペーンを11月1日(火)～令和5年3月31日(金)まで実施します。

室温20度を目安に適切な暖房を心掛け、重ね着などの服装で体感温度の調整をしましょう。脱炭素社会の実現に向け、一人ひとりができることから取り組んでみませんか。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ 品川区環境課環境推進係 TEL:03-5742-6755 FAX:03-5742-6853

リフォーム工事を実施する場合もアスベストの事前調査・掲示・報告が必要です。

全ての建物において、リフォーム工事等を行う際は成形板まで含めたアスベスト含有建材の有無について事前調査を実施し、その結果を ① 施主へ書面で報告すること ② 工事開始前に現場へ掲示すること ③ 下記に該当する場合は区へ報告することが必要です。

報告対象(大気汚染防止法)	● 建築物のリフォーム: 請負代金の合計が100万円以上 ● 工作物の解体・リフォーム: 請負代金の合計が100万円以上 ● 建築物の解体: 作業対象となる床面積の合計が80㎡以上
報告方法	石綿事前調査結果報告システムで報告してください。 https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/

問い合わせ 品川区環境課指導調査係 TEL:03-5742-6751 FAX:03-5742-6853

土壌汚染対策講習会

申請受付中!

区では、東京都の土壌汚染対策アドバイザー制度を利用し、専門的な知識と技術的な観点から土壌汚染対策および法令の概要についての講習会を実施します。

日時	10月20日(木) 18:00~19:30
場所	品川区役所第二庁舎251、252会議室
対象	中小企業を中心とした区内の工場設置者等(有害物質を取り扱っている事業主)先着15名(密を避けるため)
申込	申込書に記入しFAXまたは郵送
締切	10月14日(金)(定数に達したらメ切)

※申込書は、区ホームページからダウンロードできます

問い合わせ 品川区環境課指導調査係
TEL:03-5742-6751
FAX:03-5742-6853



防災課からのお知らせ

大規模災害時の一斉帰宅の抑制にご協力ください!

東日本大震災では、公共交通機関の運行停止により区内には帰宅困難者が多数発生しました。発災後、帰宅しようとする多くの人で道路が埋まると、救助・救命活動の妨げとなります。また、徒歩帰宅中に余震にあう可能性などもあり、すぐに帰宅しようとするのは危険です。発災後はむやみに移動せずに会社へ留まるようにして、一斉帰宅の抑制にご協力ください。

品川区では、帰宅困難者対策の周知・啓発を目的に、「品川区帰宅困難者対策リーフレット」(日本語版・英語版)を作成しました。災害時に帰宅困難者になった場合、どのように行動すれば良いか、日ごろからの備えで必要なことは何か、会社で対策を進めるときにご活用ください。

リーフレット配布場所 防災課窓口(第二庁舎4階) ※まとまった部数の配布も可能です!

ダウンロード 品川区HP → 防災くらしの安全 → 防災 → 地震に備えて → 帰宅困難者対策 → 平常時からの取組 → 品川区帰宅困難者対策リーフレット(令和3年2月)

問い合わせ 品川区 防災まちづくり部 防災課 避難体制係
TEL:03-5742-6941 E-mail: bosai@city.shinagawa.tokyo.jp



品川区中小企業支援サイトをぜひともご活用ください!

「メールマガジン」ご登録のおすすめ

ご登録者に品川区からメールマガジンを配信します。メールマガジンでは各種助成金のお知らせや講座・セミナー開催のご案内など、品川区や産業団体の産業支援の情報を得られます。品川区の産業支援策をいち早く知りたい方はぜひご登録ください。



「区内事業者データベース」へのご登録をご検討ください。

商業・ものづくり課ホームページ「品川区中小企業支援サイト」に区内事業者データベースを掲載しています。
メリット1 中小企業支援サイトを經由した問い合わせや新規取引の機会創出につながります。
メリット2 区に新規取引の発注相談があった場合、区の相談員がご登録されている事業者を優先的にお引き合わせいたします。
メリット3 公的機関のホームページのため、登録事業者を検索した際、検索エンジンで上位に表示されることが多く、インターネット上で登録事業者の情報が見つかりやすくなります。
メリット4 創業したばかりの事業者や、まだホームページを持っていない事業者に自社ホームページの代わりとしてご活用いただくことができます。

《注意事項》 各事業者のページは品川区が管理するものではありませんので、すでにご登録されている事業者におかれては、製品情報や代表者交代など変更がある場合は速やかな情報更新をお願いいたします。



問い合わせ 商業・ものづくり課中小企業支援係 TEL:03-5498-6340 FAX:03-5498-6338 <https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>

EAPコンサルタントと考える 「働く人が心から幸せを実感できる会社づくり」

EAPを基盤とした対話型組織開発コンサルタントとして日頃から経営者、労働者の双方からそれぞれの悩みを聴き、問題の改善・解決のサポートをされてきた須賀えり子氏から、社内で起きる具体的なトラブル事例を通して、企業におけるメンタルヘルス対策のすすめ方・さまざまな課題を抱える社員への対応に関して“いま経営者に求められること”を伝えて頂きます。

トラブル事例

- 高圧的な言動で人間関係のトラブルを起こす社員
- 注意・指導するとすぐにハラスメントやメンタルヘルス不調を訴えてくる社員
- 教えてもなかなか仕事を覚えられない社員

※事例は変更になる場合があります。

主催	(一社)東京中小企業家同友会品川支部
日時	11月21日(月)18:30~21:00
場所	品川区立中小企業センター 品川区西品川1-28-3
会費	同友会会員、会員外ともに1,000円
お問い合わせ先	(一社)東京中小企業家同友会事務局 品川支部担当:アイダ 電話:03-5829-8988 e-mail:aida@tokyo.doyu.jp

講師 須賀えり子氏
(株)Ai・フィールド 代表取締役

会社概要

所在地:東京都江戸川区一之江8-13-1 一栄ビル4階
設立:2014年1月

事業内容

- EAPコンサルティング
- 対話型 組織開発コンサルティング
- キャリアコンサルティング(社内キャリアアップ支援)
- セルフ・キャリアドック
- メンタルトレーニング(企業研修)
- メンタルケア(カウンセリング型式・社内トレーニング)
- 講演(心の可能性・人材育成など)

国の融資制度「マル経融資」のご案内

マル経融資は、商工会議所の推薦にもとづき、無担保・保証人不要(保証協会の保証も不要)で融資を受けることができる日本政策金融公庫の融資制度です。

融資限度額	2,000万円	利率	1.21%(2022年9月1日現在)
主な融資対象	従業員20人以下の法人・個人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下)※アルバイト・役員除く		
使途	事業資金(運転・設備資金)	返済期間	運転7年以内・設備10年以内
区の補助額	支払利子の30%に相当する額で、期間は3年以内(利用には一定の条件がございます)		

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた拡充措置

融資限度額	1,000万円(左記と別枠)
利率	当初3年間0.31% (通常利率から0.9%引き下げ)(2022年9月1日現在)

◆取扱期間についてはお問い合わせください。■審査の結果、ご希望に沿えない場合がございます。予めご了承ください。■本制度は会員・非会員問わずご利用いただけます。

専門家への無料相談(法律・金融)を開催中。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先 東京商工会議所品川支部(区立中小企業センター4階) 電話:03-5498-6211

専門家派遣のご案内

東京信用保証協会では経営者さまの「困った…」にお応えするため、専門家派遣を行っています。経営改善のポイントがどこにあるのか専門家との対話を通じてイメージを具体化するコーディネートサポートや、課題を絞り込み解決を支援するピンポイントサポートなど、着実な経営改善を外部の専門家とともにサポートするメニューをご用意しております。経営課題の解決にご活用ください。

※なお、ご利用に際しては、当協会の保証のご利用があるなど一定の条件がございます。詳しくは、以下のURLをご覧ください。

<https://www.cgc-tokyo.or.jp/assistinfo/senmonkahaken.html>



お問い合わせ先 東京信用保証協会 経営支援部 企業サポート推進チーム TEL:03-3272-2357

▲東京信用保証協会ホームページ
専門家派遣のご案内

中小企業の退職金 国の制度がサポートします

中小企業退職金共済(中退共)制度は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。

中退共制度の特色

- 掛金の一部を国が助成します
- 掛金は全額非課税で、手数料もかかりません
- 外部積立型で管理が簡単です
- 家族従業員やパートタイマーも加入できます
- 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です

※一部対象外あり

お問い合わせ先

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL:03-6907-1234
ホームページ:
<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

就業支援事業のご案内

『シルバー派遣事業』を活用しませんか！

高齢者の人材活用であなたの企業を応援します。

品川区シルバー人材センターでは、『シルバー派遣』業務を行っています。これまでの「請負・委任」に加え、お客様からの直接指揮命令の下で事務補助、保育補助、調理補助、軽作業などの就業ができるようになります。多彩な職業経験と能力をもつ高齢者が、貴社の業務をお手伝いします。人員不足等でお悩みでしたら、ぜひお気軽にお問い合わせください。保育補助業務・経理事務補助・軽作業等で現在活躍中です！ 短期間の仕事等もご相談下さい！ 請負業務の仕事についても、ご相談下さい！



お受けできる業務

パソコン入力、経理事務、一般事務、調理補助、保育補助、マンション清掃等

※詳しくはホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。



▲品川区シルバー人材センター
ホームページ

お問い合わせ先

(公社)品川区シルバー人材センター 本部
〒140-0001 品川区北品川3-11-16
TEL:03-3450-0711
ホームページ: <https://shinagawa-sjc.com/>

内職を出してみませんか

区内外の事業所の方から内職を募集しております。

家庭でできる簡単な手仕事や組立作業などがありましたら、ぜひご連絡ください。

※急な内職者の紹介要請にはお応えできません。

※作業内容が内職に適しているか、事業所登録の方法など詳細はお電話でお問い合わせください。



お問い合わせ先

商業・ものづくり課就業支援担当
TEL:03-5498-6352 FAX:03-5498-6338

サポしながわ 「サポしながわ」は、東京都と品川区がバックアップする、概ね55歳以上の求職者のための無料職業紹介・相談窓口です。

高齢者(概ね55歳以上)向けの求人を常時受け付けております。

経験豊かな人材や即戦力の人材を紹介します。(登録者数約400名、55～79歳の品川区民)

また、数社の企業の参加による「就職面接会」を年数回、中小企業センター等で開催しています。

●「特定求職者雇用開発助成金」

高齢者等の就職困難者をハローワーク・無料職業紹介所等の紹介により、継続して雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇い入れる事業主に対して助成されます。詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

サポしながわ無料職業紹介所

〒141-0033

西品川1-28-3 中小企業センター1階

TEL:03-5498-6357 FAX:03-5498-6358

利用時間:月～金曜日(土、日、祝日を除く)

午前9時～午後5時



▶サポしながわ無料職業紹介所
ホームページ

